

商品概要説明書

相続定期貯金（単利型）

（令和8年4月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	○スーパー定期貯金（単利型） 相続定期貯金（単利型）
2. 販売対象	○相続手続き完了後 1 年以内で、相続により取得した金額をお預け入れいただける個人の方
3. 取扱期間	○令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
4. 期 間	○定型方式…… 1年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入条件	○一括預入 ○1円以上 ○1円単位 ○相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金 ※他行にてお受取りの相続資金もお預け入れいただけます。 ※相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金もお預け入れいただけます。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の 入手方法	○預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利に0.20%上乗せした特別金利を満期日まで適用します。なお、定期貯金の特別金利は初回お預入時のみ適用となり、継続後は店頭表示金利を適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※ の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
10. 中途解約時の取 扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：054-367-3206）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A しみず